

第3章 街路樹管理計画

【管理目標】 未来へつなげる新たな魅力あふれる街並みづくり

【基本方針】 ◆安全・安心な道路づくり ◆都市の魅力づくり ◆維持管理コストの抑制

現況調査結果から大木化・老木化の進行がみられる路線を整備対象路線として再整備に着手すると共に、街路樹植栽路線全体の道路の安全性を確保するため、効果的な維持管理を実施していきます。そして将来に渡り、街路樹の多様な機能を発揮させ、安全・安心で快適な道路空間の提供を目指します。

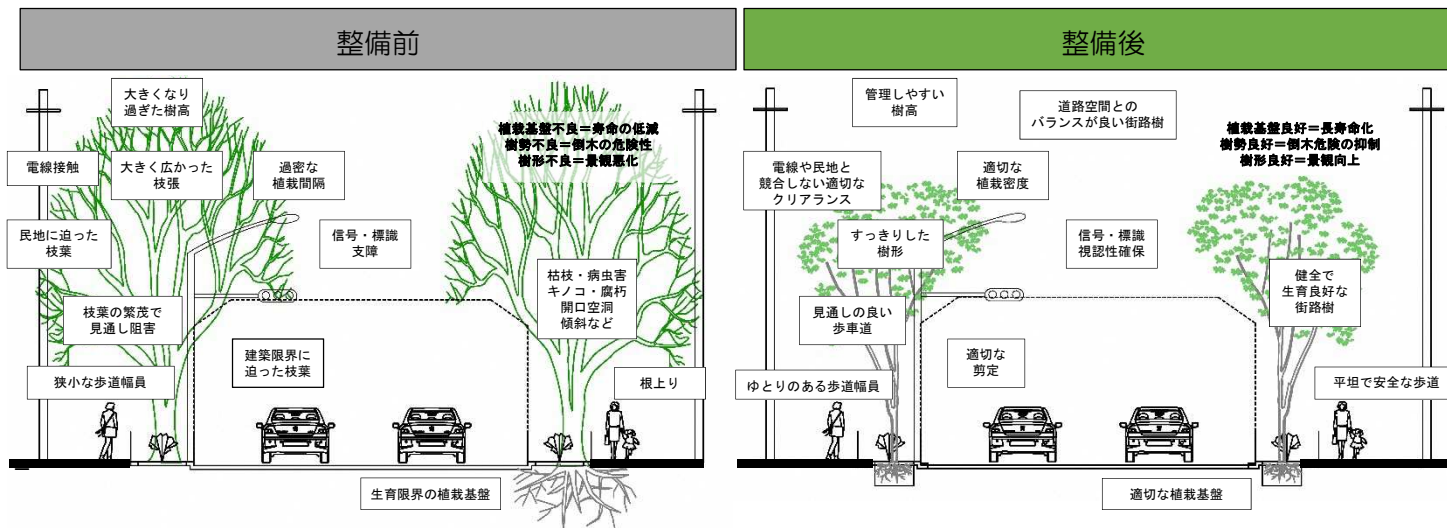
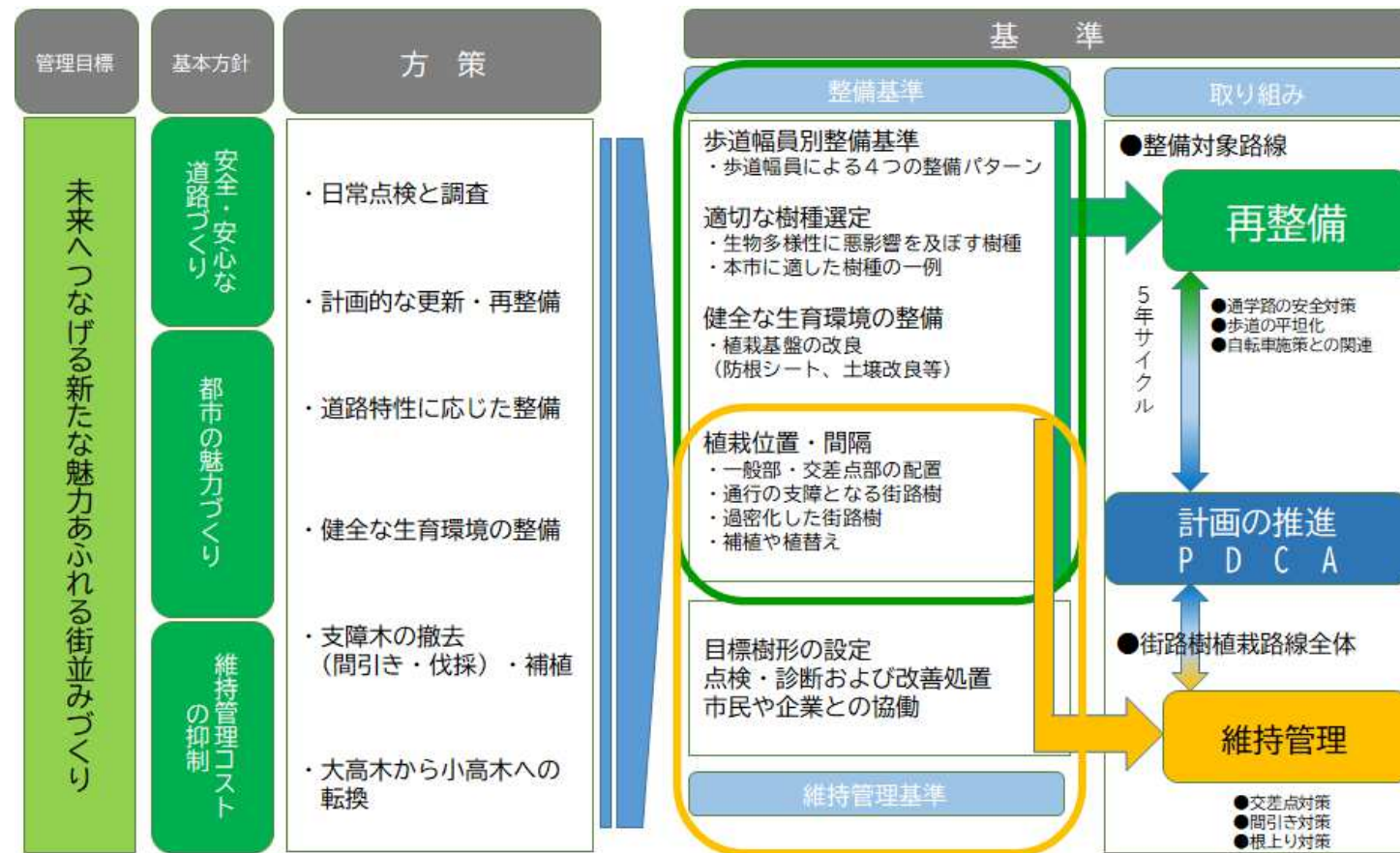


図3-1 期待される効果 (イメージ図)

第4章 整備基準

計画に際し、歩道幅員別整備基準や一般部・交差点部の配置、並びに適切な樹種選定等の整備基準を設定します。

4-1 歩道幅員別整備基準

道路構造令や道路の移動円滑化整備ガイドラインに基づき、車椅子が歩道内で円滑にすれ違うことが可能となる幅員として、原則、その有効幅員を2.0m程度以上確保することを基準とし、整備区分をI～IVに設定します。その他、道路特性なども考慮して整備を進めていきます。

整備区分 I (2.5m未満)	整備区分 II (2.5m以上 3.0m未満)
<p>●植栽帯 : 無 ●樹種 : 無 ●低木植栽 : 無</p>	<p>●植栽帯 : 単独樹 ●樹種 : 小高木 ●低木植栽 : 無</p>
整備区分 III (3.0m以上 3.5m未満)	整備区分 IV (3.5m以上)
<p>●植栽帯 : 単独樹 ●樹種 : 小高木 ●低木植栽 : 無 (道路状況に応じ有)</p>	<p>●植栽帯 : 連続樹 ●樹種 : 高木 ●低木植栽 : 有 (道路状況に応じ無)</p>